

保存期間：10年  
(平成37年末)  
平成27年3月9日

|    |   |
|----|---|
| 資料 | 1 |
|----|---|

## 国税不服審判所の概要等

# 国税不服審判所の概要等

## 国税不服審判所とは

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分（税務署長などが行った更正・決定や差押えなど）についての審査請求に対する裁決を行う行政機関である。

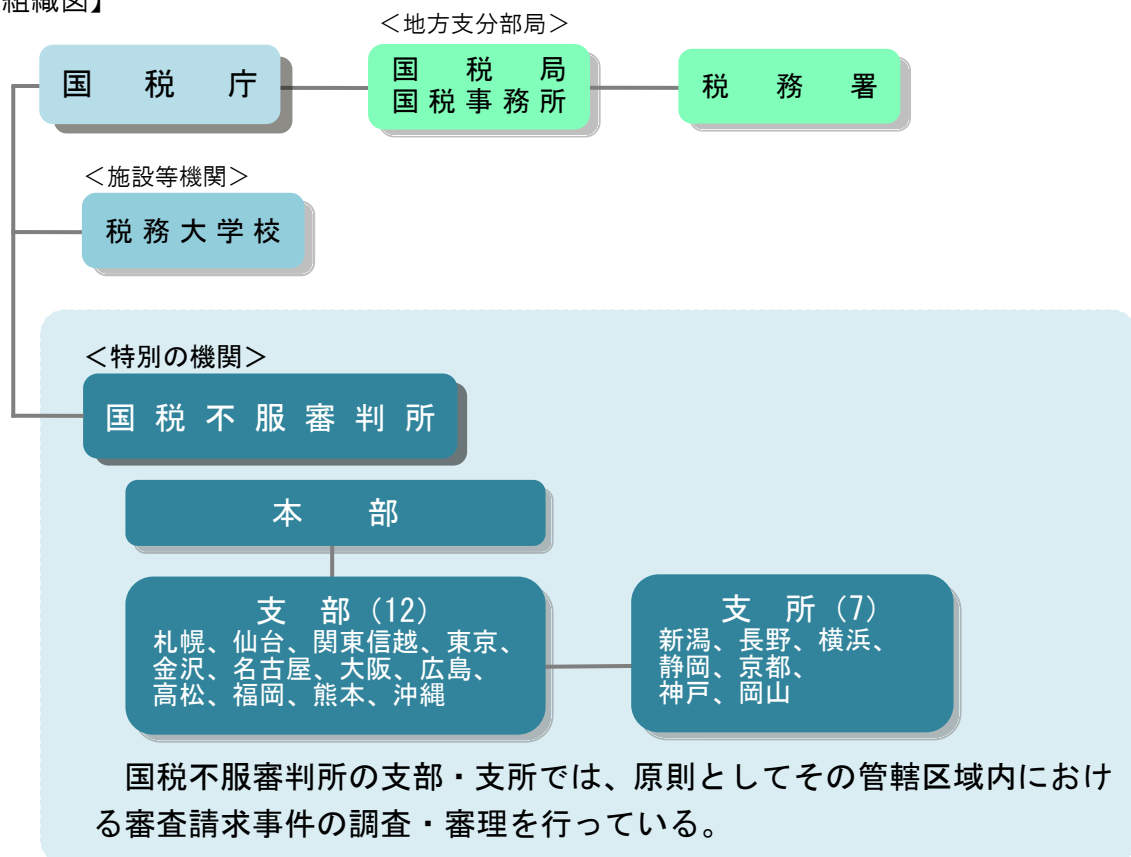
## 国税不服審判所の役割

国税不服審判所は、税務行政部内における**公正な第三者的機関**として、**適正かつ迅速な事件処理**を通じて、**納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資すること**を使命とし、原処分庁（税務署長や国税局長等）と審査請求人との間に立つ公正な立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。

## 国税不服審判所の組織

国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京（霞が関）にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

### 【組織図】



## 国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色がある。

### 公正な審理

- ◆ 国税不服審判所長が行う審査請求に対する裁決は、それぞれ独立した立場にある3名以上の国税審判官等（担当審判官及び参加審判官）で構成する合議体の議決に基づいて行われる。
- ◆ 本部、東京支部及び大阪支部の所長などの主要な役職に、裁判官や検察官を任用している。

また、国税審判官には、弁護士や税理士等の専門的知識・経験や、優れた識見を持つ民間の専門家も任用している。

### 迅速な裁決

原則1年以内の事件処理を目標としている。

### 争点主義的運営

国税不服審判所は、審査請求人と原処分庁の双方から事実関係や主張を聞き、争点に主眼を置いた上で自ら調査・審理を行っている。

### 裁決は行政部内の最終判断

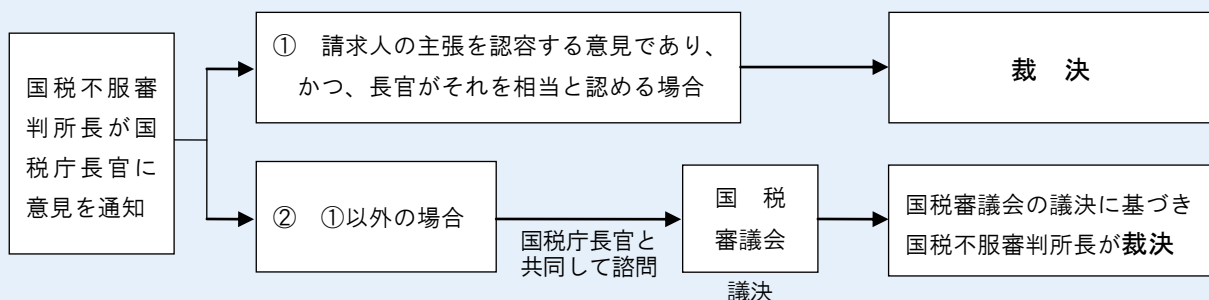
裁決は、行政部内における最終判断となる。したがって、原処分庁は、裁決の内容を不服として訴訟を提起することはできない。

また、裁決は、原処分庁が行った処分より審査請求人にとって不利益となることはない。

### 国税庁長官通達に拘束されない

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができる。

なお、国税庁長官通達に示された法令解釈と異なる解釈により裁決をする場合や、他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決を行う場合は、あらかじめ国税庁長官に意見を通知することとされ、その後の手続は以下の図のとおりである。



## 国税不服審判所ホームページの紹介

国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）では、次の情報などを提供している。



（平成 27 年 2 月 17 日現在）

### 提出書類一覧

審査請求書など主な提出書類の用紙がダウンロード可能

### Q & A コーナー

審査請求に関してよくある質問を Q & A 形式で掲載

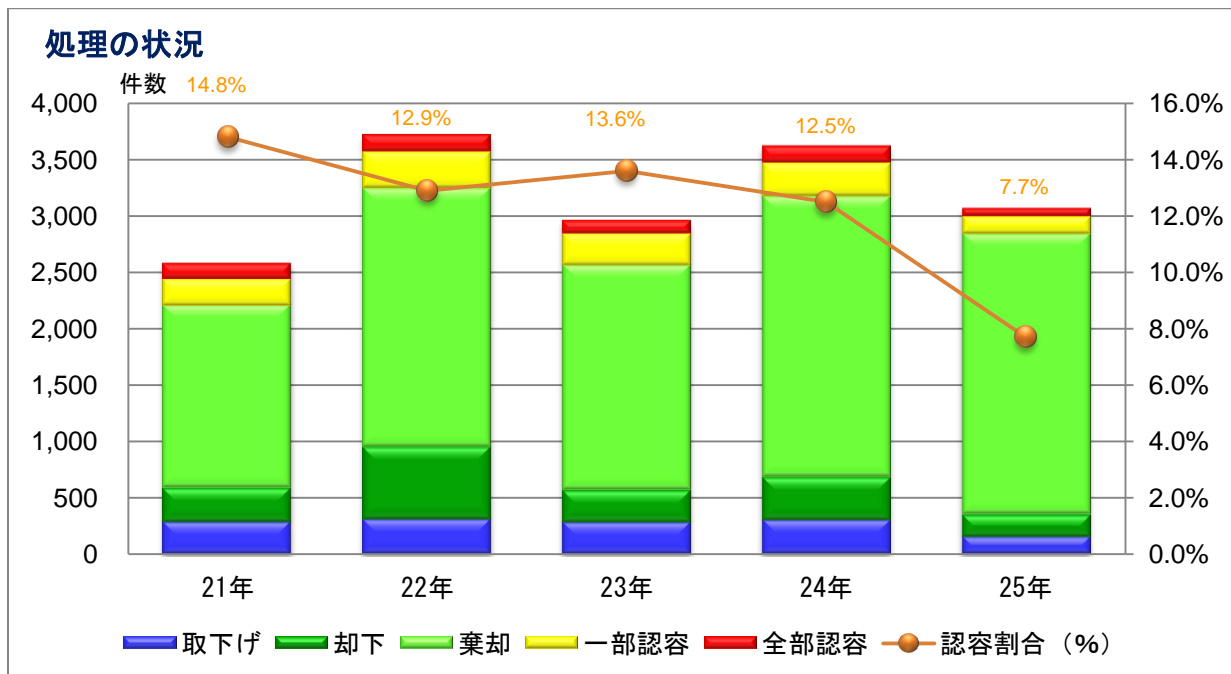
### 公表裁決事例

平成 4 年以降に公表した裁決事例の全文を紹介

### 裁決要旨の検索

キーワードや争点で裁決要旨を検索・閲覧できるシステムを提供

## 審査請求処理の状況



- ・ 処理の状況には、国税通則法に基づくものの他に行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。
- ・ 一部認容とは、処分の一部取消し、全部認容とは、処分の全部取消しが行われたものの件数である。
- ・ 詳細な情報は国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）参照。

## 実績の評価の目標

国税不服審判所は、事件処理においては、争点主義的運営に基づいて、審査請求人と原処分庁の双方から事実関係や主張を聴き、**争点を明らかにした上で、自ら調査**を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行っている。

このため、審査請求人に早期に審理の手続を説明し、審査請求人と原処分庁の双方へ**「争点の確認表」の交付**を実施するなど、審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、事件処理の迅速性の面から全処理件数のうち1年以内に処理した件数の割合を一つの目安とし、審査請求事件を適正・迅速に処理する。

なお、平成25年度の実績については、財務省の「平成25事務年度国税庁実績評価書」において「**S 目標達成**」と評価されている。

### 【「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位：%)

| 会計年度   | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度目標値 |
|--------|------|------|------|------|---------|
| 処理件数割合 | 93.2 | 96.9 | 96.2 | 96.2 | 95      |

(出典：平成26事務年度 国税庁実績評価実施計画)

## 国税審判官への民間専門家の登用

国税不服審判所では、平成26年7月10日付で**14名**（弁護士8名・税理士4名・公認会計士2名）の民間専門家を国税審判官として採用した。

なお、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（平成26年7月10日現在）は**50名**であり、事件を担当する国税審判官の**半数程度**となっている。

### 【民間専門家の採用状況】 (単位：人)

| 採用年度       | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 応募者数       | 39    | 17    | 17    | 51    | 93    | 101   | 76    | 74    |
| 採用者数       | 4     | 1     | 3     | 13    | 15    | 16    | 17    | 14    |
| 新規採用後の在籍者数 | 4     | 5     | 8     | 18    | 31    | 44    | 50    | 50    |